

## 議案第 9 号

### 瑞穂町町道における道路構造の技術的基準に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 25 年 3 月 5 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の改正に伴い、条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

### 瑞穂町町道における道路構造の技術的基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 30 条第 3 項の規定に基づき、町道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「町道」とは、法第 3 条第 4 号に規定する市町村道のうち、町が法第 18 条第 1 項に規定する道路管理者であるものをいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例において使用する用語は、法及び道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号。以下「構造令」という。）において使用する用語の例による。

(車線等)

第3条 車道(副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2 次の表の道路の区分(地方部に存する道路にあっては、同表の道路の区分及び地形の状況)に応じ、計画交通量が同表の設計基準交通量(自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。)の欄に掲げる値以下である道路の車線(屈折車線を除く。第4項において同じ。)の数は、2とする。

道路の区分		地形の状況	設計基準交通量 (単位：1日につき台)
第3種	第2級	平地部	9,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	平地部	8,000
		山地部	6,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		9,000

交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。

3 前項に規定する道路以外の道路(第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。)の車線の数は、4以上(交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数)とし、次の表の道路の区分(地方部に存する道路にあっては、同表の道路の区分及び地形の状況)に応じ、同表の1車線当たりの設計基準交通量の欄に掲げる値に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

道路の区分		地形の状況	1車線当たりの設計基準交通量 (単位：1日につき台)
第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	7,000

	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	山地部	5,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		10,000
<p>交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。</p>			

- 4 車線の幅員は、次の表の左欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の右欄に掲げる値とするものとする。ただし、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合は、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値とすることができる。

道路の区分		車線の幅員(単位：メートル)	
第3種	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3.00
		小型道路	2.75
	第4級		2.75
第4種	第1級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第2級及び第3級	普通道路	3.00
		小型道路	2.75

- 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合、又は第31条の規定により車道に狭く部を設ける場合は、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第4条 車線の数4以上である第3種又は第4種の道路(いずれ

も対向車線を設けない道路を除く。) について、安全かつ円滑な交通を確保するために必要がある場合は、往復の方向別に分離するものとする。

- 2 車線を往復の方向別に分離するため必要がある場合は、中央帯を設けるものとする。
- 3 中央帯の幅員は、次の表の道路の区分に応じ、同表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

道路の区分		中央帯の幅員(単位：メートル)	
第3種	第2級	1.75	1.00
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	1.00	/
	第2級		
	第3級		

- 4 中央帯には、側帯を設けるものとする。
- 5 前項の側帯の幅員は、第3種、第4種とも0.25メートル以上とするものとする。
- 6 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」という。)には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。
- 7 分離帯に路上施設を設ける場合は、当該中央帯の幅員については、構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

(副道)

第5条 車線(屈折車線を除く。)の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

- 2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第6条 道路には、車道に接続して路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合は、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、次の表の道路の区分に応じ、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

道路の区分			車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位：メートル)	
第3種	第2級から	普通道路	0.75	0.50
	第4級まで	小型道路	0.50	
		第5級	0.50	
第4種			0.50	

3 車道の右側に設ける路肩の幅員は、第3種及び第4種とも0.5メートル以上とするものとする。

4 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩の幅員は、第3種(第5級を除く。)の普通道路にあっては、0.5メートルまで縮小することができる。

5 副道に接続する路肩については、第2項の表第3種の部車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とする。この場合において、同項ただし書の規定は、適用しない。

6 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護するため又は車道の効用を保つために支障がない場合は、車道に接続する路肩を設けず、又は当該路肩の幅員を縮小することができる。

7 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合は、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して路端寄りに路肩を設けるものとする。

8 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合は、当該路肩の幅員については、第2項の表の右欄又は第3項に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値をそれぞれ加えて、これらの規定を適用するものとする。

(停車帯)

第7条 第4種(第4級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合は、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合、沿道の停車の需要等を勘案して1.5メートルまで縮小することができる。

(自転車道)

第8条 自動車及び自転車の交通量の多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(いずれも前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1.5メートルまで縮小することができる。

4 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

5 自転車道に路上施設を設ける場合における当該自転車道の幅員は、構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第9条 自動車の交通量の多い第3種又は第4種の道路(いずれも自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の

各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とするものとする。
- 3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に、横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを標準として必要な値をそれぞれ加えて、同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩道）

第10条 歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 第3種又は第4種第4級の道路（いずれも自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上を標準とするものとする。
- 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前

項に規定する幅員の値に、横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを標準として必要な値をそれぞれ加えて、同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第11条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車の停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合は、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(植樹帯)

第12条 第4種第1級及び第2級の道路にあつては植樹帯を、その他の道路にあつては必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 前項の規定にかかわらず、相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要な事情があると認められる場合は、当該事情に応じ、同項の規定により定められる値を超えて適切な値とするものとする。

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)



第13条 道路（副道を除く。）の設計速度は、次の表の道路の区分に応じ、同表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

道路の区分		設計速度	
		(単位：1時間につきキロメートル)	
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60、50又は40	30
	第4級	50、40又は30	20
	第5級	40、30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60、50又は40	30
	第3級	50、40又は30	20
	第4級	40、30又は20	

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

(車線の屈曲部)

第14条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑にするために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第31条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第15条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、次の表の設計速度に応じ、同表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度	曲線半径	
(単位：1時間につきキロメートル)	(単位：メートル)	
60	150	120
50	100	80

4 0	6 0	5 0
3 0	3 0	
2 0	1 5	

（曲線部の片勾配）

第 1 6 条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の左欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の右欄に掲げる値（第 3 種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、6 パーセント）以下の片勾配を付するものとする。ただし、規則で定める第 3 種又は第 4 種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

道路の区分	最大片勾配 （単位：パーセント）
第 3 種	1 0
第 4 種	6

（曲線部の車線等の拡幅）

第 1 7 条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を拡幅するものとする。ただし、第 4 種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（緩和区間）

第 1 8 条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、規則で定める第 3 種又は第 4 種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合は、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、次の表の左欄に掲げる設計速度に応じ、同表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合は、当該すりつけに必要な長さ）以

上とするものとする。

設計速度 (単位：1時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ (単位：メートル)
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(視距等)

第19条 視距は、次の表の左欄に掲げる設計速度に応じ、同表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位：1時間につきキロメートル)	視距 (単位：メートル)
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）にあつては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しが確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第20条 車道の縦断勾配は、次の表の道路の区分及び設計速度に応じ、同表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

道路の区分		設計速度 (単位：1時間につきキロメートル)	縦断勾配 (単位：パーセント)	
第3種	普通道路	60	5	8
		50	6	9

		4 0	7	1 0	
		3 0	8	1 1	
		2 0	9	1 2	
	小型道路	6 0	8		
		5 0	9		
		4 0	1 0		
		3 0	1 1		
		2 0	1 2		
	第 4 種	普通道路	6 0	5	7
			5 0	6	8
4 0			7	9	
3 0			8	1 0	
2 0			9	1 1	
小型道路		6 0	8		
		5 0	9		
		4 0	1 0		
		3 0	1 1		
		2 0	1 2		

2 第 3 種の道路で安全な交通及び歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための改築を行う場合で、当該道路の状況に応じ、前項及び第 2 4 条の規定による基準を適用することが適当でないと認められるときは、当該道路の現在の縦断勾配の値以下とすることができる。

(縦断曲線)

第 2 1 条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、次の表の左欄に掲げる設計速度及び同表の中欄に掲げる縦断曲線の曲線形に応じ、同表の右欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が 1 時間につき 6 0 キロメートルである第 4 種第 1 級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、凸形縦断曲線の半径を 1, 0 0 0 メートルまで縮小することができる。

設計速度 (単位：1時間につき キロメートル)	縦断曲線 の曲線形	縦断曲線の半径 (単位：メートル)
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

3 縦断曲線の長さは、次の表の左欄に掲げる設計速度に応じ、同表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位：1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ (単位：メートル)
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(舗装)

第22条 車道、中央帯(分離帯を除く。)、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、当該舗装の設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令(平成13年国土交通省令第103号)で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交

通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。

3 道路の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況等を勘案した構造とするものとする。

4 歩道又は自転車歩行者道の舗装は、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造（以下「透水機能を有する構造」という。）を標準とするものとする。

（横断勾配）

第23条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、次の表の左欄に掲げる路面の種類に応じ、同表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配 (単位：パーセント)
前条第2項に規定する基準に適合する構造を有する舗装道	1. 5以上 2. 0以下
その他	3. 0以上 5. 0以下

2 歩道又は自転車歩行者道には、1パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。ただし、透水機能を有する構造の舗装としない場合、又は道路の構造、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセントを標準とするものとする。

3 自転車道には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

4 透水機能を有する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合は、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

（合成勾配）

第24条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、次の表の左欄に掲げる設計速度に応じ、同表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの

道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度 (単位：1時間につきキロメートル)	合成勾配 (単位：パーセント)
60	10.5
50	11.5
40	
30	
20	

(排水施設)

第25条 道路には、排水のため必要がある場合は、側溝、街きよ、集水ますその他の排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第26条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合は、必要に応じ、屈折車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線を設ける場合は、当該部分の車線(屈折車線を除く。)の幅員については、第4種第1級の普通道路にあつては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあつては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあつては2.5メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線を設ける場合は、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

5 屈折車線の幅員は、普通道路にあつては3メートル、小型道路にあつては2.5メートルを標準とするものとする。

(立体交差)

第27条 車線(屈折車線を除く。)の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合は、当該交差の方式は立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により立体交差とすることが適当でない場合、又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得な

い場合は、この限りでない。

- 2 車線（屈折車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合、及び普通道路と小型道路が交差する場合は、当該交差の方式については、立体交差とするものとする。
- 3 前2項の規定により道路の交差の方式を立体交差とする場合は、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。
- 4 連結路については、第3条から第6条まで、第13条、第15条、第16条、第18条から第20条まで、第21条及び第24条並びに構造令第12条の規定は、適用しない。

（鉄道等との平面交差）

第28条 道路が鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合は、当該道路は次に定める構造とするものとする。

- （1）交差角は、45度以上とすること。
- （2）踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。
- （3）見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、次の表の左欄に掲げる踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、同表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 （単位：1時間につきキロメートル）	見通し区間の長さ （単位：メートル）
50未満	110
50以上70未満	160



70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

(待避所)

第29条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、待避所を設けない場合であっても交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内を標準とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上を標準とし、当該待避所を設ける区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第30条 交通事故の防止を図るため必要がある場合は、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(凸部、狭さく部等)

第31条 主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路又は第4種第4級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合は、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭さく部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所に設ける交通島)

第32条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第33条 道路には、安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合は、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車の停車所又は非常駐車帯を設けるものとする。

(防護施設)

第34条 落石、崩壊等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第35条 トンネルにおいて安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じた換気施設並びに当該道路の設計速度等を勘案した照明施設を設けるものとする。

2 トンネルにおいて車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合は、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第36条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

(附帯工事等の特例)

第37条 道路に関する工事により必要が生じた他の道路に関する工事又は道路に関する工事以外の工事により必要が生じた道路に関する工事を施行する場合で、第3条から前条までの規定(第6条、第13条、第14条、第23条、第25条、第30条及び第34条を除く。)並びに構造令第4条、第12条、第35条第2項から第4項までの規定による基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの基準によらないことができる。

(小区間改築の場合の特例)

第38条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)で、これに隣接する他の区間の道路の構造が第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第7条、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第15条から第21条まで、第22条第3項及び第4項並びに第24条の規定による基準に適合していないため、これらの基準を適用することが適当でないと認められるときは、これら

の基準によらないことができる。

- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合で、当該道路の状況等に応じ、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第19条第1項、第22条第3項及び第4項、次条第1項及び第2項並びに第40条第1項の規定による基準を適用することが適当でないとき認められるときは、これらの基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第39条 自転車専用道路の幅員は、3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は、4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2.5メートルまで縮小することができる。

- 2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。
- 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合は、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員については、構造令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第37条まで及び前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあつては、第11条を除く。）並びに構造令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第40条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合は、当該歩行者専用道路の幅員については、構造令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 4 歩行者専用道路については、第3条から第10条まで、第12条から第37条まで及び第38条第1項並びに構造令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に新設し、又は改築する道路について適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に新設又は改築工事中（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結したものを含む。）の道路について、この条例の規定に適合しない部分がある場合は、当該部分に対して当該規定は適用しない。